

令和4年度第2回瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会議事録

◇日時：令和5年2月21日(火) 午後14時～午後15時20分

◇会場：市役所4階庁議室

◇出席者：(順不同敬称略)

＜審議会委員＞ 横井寿史 三枝麻由美 伊藤瑞穂 林洋子 弓削恵理子 安井友香
西尾綾香 石塚大祐 加藤佐紀子 青山一郎

＜事務局＞ まちづくり協働課 課長 杉江圭司 主幹 戸田律子
課長補佐兼協働第2係長 吉川貴光 協働第1係長 岡田かい
協働第1係主任 桜木理沙

◇欠席者：吉田恵美子 浅井文彦 中井康代 萱岡愛

【事務局】ただいまより、令和4年度第2回瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会を始めさせていただきます。

私は、まちづくり協働課長の杉江と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は吉田副会長、浅井委員、中井委員、萱岡委員からご欠席の連絡をいただいております。女性相談の加藤委員は相談が入っているため遅れて参加いたします。瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例第6条第2項に基づき、委員の半数の参加がありますので本審議会が有効に成立していることを申し上げまして、これより議事に入ります。ここからの進行は横井会長にお願ひいたします。

【会 長】国会でもLGBTについて、物議を醸す発言がありました。今日はパートナーシップ制度についての議題もありますので、みなさんからたくさん意見をいただけたらと思います。それでは議題に沿って進めていきます。

■議題1 誰もが輝くトライアングルプランⅣに基づく取組の進捗状況について

【会 長】議題1について、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】(資料1、2、3及びその他資料①に沿って説明)

【会 長】ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等があればお願ひいたします。

【委 員】良い進捗状況だと思います。まだ目標まで3、4年ありますが、途中で目標を達成してしまったら、途中で目標値の修正や見直しはありますか。

【事務局】令和8年度の目標値は変えられません。指標5番、9番、12番など既に数値を超えているものもあります。そこは進捗管理報告書の中で、各年度の目標値を変えながら取組を進めていきます。

【委 員】その他資料①のアンケート調査について、登録している事業所が33で回答が

18ですが、せっかく推進宣言した事業所なら全て回答してもらおうくらいの位置づけをしたほうがいいのではと思いました。企業の業種や従業員数は総合計ですかね。企業規模が知りたい。3ページの産休・育休以外の取組について、結果を見るとフレックスタイム制を取り入れていない企業が半数以上ですよね。在宅勤務制度も13企業が導入していないので、まだまだライフ・ワーク・バランスを確実にできるような環境を企業が構築できていないと分かりました。女性活躍以前の問題で、ここはもっとやらないといけないと思います。4ページ問4で育休を取得した男性は、令和3年度で5%とかなり厳しい結果。7ページ問12の人事評価の合計等の数字が間違っています。また、人事評価にマイナスに影響するという項目の数値が正しいのならばかなりまずいと思う。問16の性の多様性についての研修は、企業にかなりアピールしていかないとまずいかなと思いました。

【事務局】 合計数値が合わない項目は他にもあったので、次回は回答しやすいように質問の書き方や回答の記入方法を改善して実施したいと考えております。多様な性に関する取組については今回から追加した質問項目になりますが、まだまだ実施をしていないところが多い形にはなりました。来年度制度を導入した後は企業に取り組んでいただくことも必要になるので、きちんと働きかけをしていきたいと思います。

【会 長】 ちなみに瀬戸市のライフ・ワーク・バランス推進宣言は宣言するにあたって要件はありましたか。

【事務局】 要件ではないですが、提出様式の中にチェック項目があり、現在実施している取組の欄と取組予定の欄があります。必ずしも何個以上チェックがないといけないというものではありません。県や国の認証制度などは基準が厳しいので、まずはそれを出す前の第一歩として、積極的に取り組んでいるということを対外的に表明していただきたい、という制度です。

【会 長】 ライフ・ワーク・バランス推進宣言をしている企業だからといって、必ずしも先進的な取組をたくさんやられているというところまでは至っていないのですね。先ほどおっしゃられていたように、ライフ・ワーク・バランス推進宣言をしている事業所でも男性の育休が全然進んでいないというのが見て取れます。そういう意味では有意義なアンケートになり、課題が見えてきたと感じます。

【委 員】 先ほどハードルが低いとおっしゃっていましたが、アンケートに答えることを要件にするくらいならあってもいいかなと思いました。LGBTについての質問項目は残念な結果ですが、質問すること自体が企業の意識を高めてくれると思います。次回質問するときには、パートナーシップ制度というのを、企業がどういう風に受け入れていくのかということ踏み込んで聞いてみて欲しい。聞くことによって企業側もパートナーシップ制度というものができることを認知し、自社はどういう取組をしていこうかと考えるきっかけとなる。実際にパートナーシップ制度を利用する人からしたら、パートナーとして認められて、そ

れが実生活でどういう風に分たちを変えてくれるかということが大事だと思います。企業の中での自分が夫婦として認められているという感覚が大事になってくると思うので、ぜひそう言ったことも踏み込んで聞いてみて欲しいと思いました。

【事務局】ありがとうございます。

【会 長】企業によっては、こういう宣言をしていることによって家族手当の対象にすることもあり得るので、その辺の質問があってもいいかもしれないですね。

【事務局】社員の方に対しての制度があるかというのが問17になっており、問18が対外的なサービスについてとなっているので、福利厚生があれば17の回答に入れていただく形になっています。

【会 長】こういう取組を推進したらどうか等の意見などもありましたら。

【委 員】疑問に思ったのですが、資料2の待機児童の数だけ19から62と大幅に増えていますがこの要因はなんですか。

【事務局】こちらは各月ごとに調査をしており、4月は入れ替わりの時期なので数値的に一番少なくなります。前回報告した際は4月の数字であり、今回の数値は12月になっています。4月以外の月は職場復帰のタイミングで子どもを預けたいお母さんが増えるので、今回のデータでは数字が上がっています。

【委 員】比較対象にするのならば月を揃えたほうが良いかもしれませんね。増えている感じがしてしまうので。

【事務局】経年で追っていく基準としては4月1日時点の数字です。途中の審議会のタイミングでは月がずれてしまうので今の数字になっています。

【会 長】待機児童ゼロに向けて今取り組まれている事はありますか。

【事務局】民間保育園向けには人材募集のための補助を行い、公立保育園向けには職員の転職や早期退職を防ぐための労働環境の改善に取り組んでいます。

【会 長】他はよろしいですか。では私から1点。名古屋市から依頼を受けて父親育児の講座をしてきました。交流会という名前でやりたいと名古屋市から伺い、パパたちの交流会という形で開催しました。多くの人に参加してくださり、良い意見交換の場となりました。終わった後も連絡先を交換している方もおり、日常でパパ友を作ることは難しいので交流会という形での開催は良いと思いました。また、四日市市がずっと行っている「よかパパ」という仕組みは、講座を受けたパパが次の代のパパの面倒を見るという形で繋がっていくという取組になります。面白いと思ったのでぜひ参考にしてください。意見がなければ議題2に進ませていただきます。

■議題2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

【会 長】議題2について、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】(資料4～7に沿って説明)

【会 長】ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見、ご質問があればお

願いたします。

- 【委員】 アウティングの問題についてどう考えていますか。パートナーシップ制度を利用しているからといってその人がカミングアウトしているとは限らない場合があります。他の自治体の事例があればよいが。
- 【事務局】 申請は予約制としているため、メールや電話で予約をして個室対応します。また、最小限の職員で対応します。
- 【委員】 申請時のプロセスは守られていると思います。制度を活用するときに、カードを提示された際、一般の人はその人がカミングアウトしているかどうかなど分かりません。カードを持っているイコールカミングアウトだと思われる可能性があると思います。カミングアウトしているだろうという前提で話が進んでしまっていて、勤め先の企業等に意図せず知られてしまうリスクがあると思います。
- 【事務局】 本人の同意なしに第三者に伝えてしまう行為が良くないということは、今後ホームページ等に掲載して周知していく予定です。そこでLGBTの方に対する理解を深めていただく。
- 【委員】 ですが、パートナーシップ制度のカードを持っていたらカミングアウトしていると通常思ってしまうよね。そのリスクはどうなのだろうと思います。
- 【事務局】 受理証明は身分証明として出すものではありませんが、何らかのサービスを受けた時にサービスを提供する側がアウティングしてしまう可能性があるということですね。
- 【委員】 可能性は大きいですね。その辺りの実態はどうなっているのか。
- 【会長】 他市町の事例など見聞きしたものはありますか。
- 【事務局】 県内で15市町にこの制度があるが、実際に申請された方は少ないと伺っています。
- 【委員】 愛知県は他の都道府県に比べて遅れているので、先進的な渋谷区や世田谷区などの実績がたくさんあるところに事例を聞いたほうが。
- 【事務局】 細心の注意を払っていてもアウティングなどが起こる可能性はあるため、先進的な自治体に聞いてみたいと思います。くれぐれもそのようなことがないように、実際に発行された後、企業で使うこともあるかもしれないので、企業にもお伝えしていく努力をしていかなければなりません。先進の事例も聞きながら対応していきます。
- 【委員】 異性でも利用は可能ですか。
- 【事務局】 はい。
- 【委員】 それが男女だったとしてもということですよ。双方がトランスジェンダーだったとしたら婚姻を使えるのに、認める必要はあるのでしょうか。結婚と同じような位置づけにしたいのであれば、どちらもできる状況は扱いが軽いように感じてしまう。法律的には婚姻ができる人が、パートナーシップを使えるようにしておくことに対して、どういったメリットを想定しているのか。
- 【事務局】 今回の制度は本人たちの気持ちに寄り添うことを目的としているので、認識し

ている性と違う性で婚姻という形で戸籍に載るのが嫌だという気持ちの人もいるので、その方たちがパートナーとして認められるという制度になっています。

【委員】トランスジェンダーの方が戸籍を変えるのは、日本ではとてもハードルが高いため、通常の婚姻制度に入りたくないというのもあり得ると思います。

【委員】第3条の4号及び5号で、既婚者は制度を利用できないとなっているが、このチェックはされるのか。パートナーシップ制度を先に申請し、後から婚姻関係を結ぼうと思った時、制度的には結べてしまうのではないのか。

【事務局】第3条の4号で他者とのパートナーシップ・ファミリーシップを結んでいないこと、とあります。

【委員】チェックができるのかという点です。

【事務局】現在市内の方に限られているので、まちづくり協働課で一覧を保管しているので、確認できます。

【委員】入籍の際にそこはチェックされるのか。パートナーシップを結んだ状態で結婚できてしまう。

【事務局】婚姻の際に即座に確認できるようにはなっていないので、現時点ではおっしゃっていたようにできてしまいます。ただ、無効規定があり、さかのぼって無効にすることができます。

【委員】市内の人ならば、入籍の際に検索できないのか。パートナーシップを婚姻レベルの意識で扱うのであれば、制度的に重複できるのはどうかと思います。婚姻関係のように検索できたり、履歴を残せるのであればやっておいたほうがいいのかと思いました。

【会長】他の自治体でも様々な制度があるので、この制度の重婚的な事を防ぐのは今の制度では難しいと思います。両者が市内に住んでいなくても良い自治体もあり、法的効力もないので、性善説に則った仕組みという理解のほうが良いのではないかと感じます。防げる仕組みがあればなお良いのでしょうか。

【委員】教育現場の方からお願いがあります。LGBT等について教育現場で意識し始めて日が浅く、中学校の女子の制服がやっとパンツも選べるようになったという段階で、子どもたちはそこまで意識をしていないし、LGBT等に関する性教育もなかなか進んでいません。瀬戸市として良いことを行っているが、子ども達には浸透していったない現状があります。教員も保護者も知らない。実際にあったことで、保護者の方たちがひげ面で女装で歩いている人を不審者と通報してることがありました。その方はその格好で生活しているだけで害があるわけではないため、子ども達には言っても聞かせられませんが、保護者の意識まで変えるのはとても難しいと思います。また、教員への研修も進めていかなければならないと思います。瀬戸市でこういう制度を導入するというのを教員が皆知らなければならぬし、正しい理解をして生徒に教えなければならぬ。保護者にもきちんと伝える。そのように動いていきたいが、知識がないのでご協力いただきたいと思います。

- 【事務局】 今後実施していきたいと考えています。市民以前に市内でも同様の状況かと思うので、ゆっくりとしか広まらないかもしれませんが、まずは今年度に課長向けの研修を実施します。
- 【委員】 ファミリーシップ制度を利用している子どもが学校に来て、いじめられてしまう可能性もあるため、正しい理解が必要かと思います。
- 【委員】 カードについて、通称名を書く欄がありましたが、申請者は通称名があるがファミリーシップ対象者は氏名だけなのか。
- 【事務局】 ファミリーシップ対象者も通称名の使用は可能です。
- 【委員】 色々な行政サービスが受けられるのは大変良いことだが、医療関係はどうなるのか。手術や入院は親族家族の署名が必要というのがあると思いますが。病院は管轄の法律が違うので、いくらパートナーシップ関係を結んでいても同意署名はできないので、名古屋では同意署名はパートナーシップではお断りしていると聞いています。瀬戸市であれば公立陶生病院はパートナーシップ関係ならば同意署名ができるのか、法律が絡んでくるので市内でも難しいのか。医療関係にはどこまで有効なのか。今後こういうことが出来るようになるなどはあるのでしょうか。
- 【事務局】 今後医師会に対して制度の説明を行い、パートナーシップ制度で対応可能となる働きかけをしていきたいと考えています。本制度は瀬戸市独自のものなので、市外での事故等に関しては、その効力については相手の市がどう対応されるかによって変わると思います。
- 【会長】 私から二点。まず、この制度の対象者が性的マイノリティに限られているという点です。性的マイノリティだということを本人たちに宣言させること自体がハードルになるのではないかと感じます。行政の方ですし、守秘義務があるのは当然のことですが、自分はマイノリティだと本人に言わせるのは優しくないという印象があります。名古屋市や岡崎市、半田市等は性的マイノリティに限らずパートナーシップを結べます。その方が誰もがという多様性を認める形になるのではないかと思います。
- 【委員】 事実婚を証明するものは今存在しないのに、これが先に決まってしまうのはどうなのかと思います。
- 【委員】 誰でもパートナーシップになれるのであれば、アウティングのリスクが減ると思います。性的マイノリティに限定すると、カードを持っているだけでその証明のようなものなので。カミングアウトしていない人は利用しないだろうし、利用したとしてもリスクが高いと思います。しかし、事実婚の方が大量に入ってくると、法的なものなど問題が出て出発できないかもしれない。
- 【事務局】 事実婚が対象外の理由としては、資料5のQ&Aの6番に記載のとおり、健康保険や遺族年金の受給が可能な婚姻に準ずる一定の関係性が認められているので、性的マイノリティの人とは状況が違っていると認識しています。事実婚は自ら選択して行っていますが、制度の趣旨は婚姻制度を利用できない人を対象として

います。いずれ名古屋市や半田市と近隣市町として連携協定結ぶことがある場合も考え、周りを見ながら今後検討していければと思います。

【会 長】 事実婚が選択とおっしゃられたが、選択せざる負えない事実婚の人も一定数いる。事実婚は法的に認められているものがいくつかあるという意味であれば、事実婚をこの制度に入れたことによる弊害はそれほど大きくないと感じます。置かれている大変さはそれぞれなのになぜ敢えて外そうとするのか。

【委 員】 事実婚をしていたことがあるが、住民票に事実上の妻と書いていると大抵なんとかなりました。ただ、家を買うような段階になると通らなくなるので結婚したほうが楽となる。事実婚を経験した身として、もしこの制度があっても使わないと思います。事実婚で扶養になることも認められた。事実婚の人が困ることはパートナーシップ制度では解消されない。結婚したいけれどできない人たちのためのものだと思うので、個人的な意見としては事実婚は入れないほうがいいのではないかと思う。ただ、先ほど話していたように性的マイノリティを暴露するような制度になってしまっているという点ではその意見も分かる。あまりこの制度が軽く扱われてしまうのは違うのではないか。

【会 長】 今の話からも分かるように、事実婚の人がこの制度に大勢流れ込んでくるということは無く、婚姻の方が圧倒的にメリットがある。誰もがと謳う割には排除している人がいるのは、プランの骨格とズレが生じるのでは。

【委 員】 敢えて外すことはないですね。外す理由がどこにあるか。

【事務局】 もともとの趣旨は性的マイノリティの方たちのための制度なので、事実婚の人を入れることで趣旨がぶれるという懸念があります。法的効力はなく気持ちに寄り添う制度なので、入れても良いという意見も理解できます。いったん持ち帰り検討させていただきます。

【委 員】 宣誓する時は二人揃っていることが必要でしたが、別れるときは片方だけの提出で良いのか。

【事務局】 提出する時は一人でも可能です。提出する時に受理証明書と受理証明カードの両方を返還することになりますので、本人とパートナーの双方の意思確認として認識します。

【委 員】 宣誓の時は予約が必要でしたが、解消するときも予約がいりますか。

【事務局】 予約してもらい、個室対応をすることができます。窓口での対応は控えたいと思っていますので、予約がなかった場合は別の場所で対応します。

【委 員】 解消方法も出口として載せておいたほうが良いと思いました。

【委 員】 窓口は何課になりますか。

【事務局】 まちづくり協働課です。手引きの3ページに記載しています。

【委 員】 受理証明カードは紙ですか。

【事務局】 上質紙をラミネート加工しようと考えています。

【会 長】 私から2点目ですが、双方瀬戸市内に居住していなければならないことについて、刈谷市では一方が単身赴任になった場合などは一旦解除しなければならない

いことになっています。要綱には一時的なものは認めるという書きぶりがなく、一時的とはどの程度なのかが分からない。何らかの要件がないといけない。期間に決まりがないのなら、片方が瀬戸市在住でもいいのでは。基本的には瀬戸市居住という意思が強いのなら、転勤の期間や要件を決めないと恣意的な運用ができてしまうと思います。

【事務局】一時的な異動をどのように証明するかですが、手引き5ページに記載の通り、単身赴任の際は転勤届を提出してもらい証明とします。この制度は市の独自の制度なので、双方が瀬戸市内に住んでいることは宣誓の要件とさせていただきます。また、宣誓状況の確認業務も市内でないと難しい部分がでてきます。

【会 長】ありがとうございます。それ以外に意見がなければ議題3に進みます。

■議題3 その他

【会 長】事務局より連絡をお願いします。

【事務局】今後のスケジュールについて連絡いたします。次回の審議会は令和5年6月ごろを予定しております。日程は改めてご連絡いたします。ご多用とは存じますがどうぞよろしく願いいたします。

【会 長】以上で、令和4年度第2回瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。